

## 神戸学院大学自己点検評価規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、神戸学院大学学則第1条の2及び神戸学院大学大学院学則第1条の2並びに学校教育法の規定に基づき、神戸学院大学（以下「本学」という。）が行う自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関する基本的な事項について定めるものとする。

### (目的)

第2条 この規則は、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、適時、全組織において自己点検・評価を行うことにより、適切な水準の維持及びその充実を図り社会的使命を達成することを目的とする。

2 学校教育法に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）を申請する場合は、認証評価機関が定める大学評価基準に従って自己点検・評価を行い、前項の目的を達成するものとする。

### (自己点検評価委員会の設置)

第3条 前条に定める目的を達成するため、本学に自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第4条 委員会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 自己点検・評価の基本計画に関すること
- (2) 自己点検・評価の対象となる範囲、分野、項目等に関すること
- (3) 自己点検・評価の実施体制（実施組織）に関すること
- (4) 自己点検・評価の実施方法に関すること
- (5) 自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）の作成に関すること
- (6) 認証評価の申請、提出及びその結果に関すること
- (7) 自己点検・評価結果に基づく、その活用方法及び改革・改善策の策定に関すること
- (8) 報告書の公表に関すること
- (9) その他自己点検・評価に関する必要なこと

### (構成)

第5条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長から1名
- (3) 学際教育機構長、全学教育推進機構長、共通教育センター所長、教職教育センター所長、キャリア教育センター所長及び学生の未来センター所長

- (4) 各学部及び各大学院研究科から各1名
  - (5) 教務センター所長、入学・高大接続センター所長、学生支援センター所長、キャリアセンター所長、国際交流センター所長、研究支援センター所長、図書館・情報支援センター所長、学長室部長、広報部長及び社会連携部長
  - (6) 経営企画部長、総務部長、人事部長及び財務部長
- 2 前項第4号の委員は、各学部教授会及び各大学院研究科委員会において、学部長及び研究科長以外の者から選出し、これに基づき学長が任命する。
- 3 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、学長は前項により当該委員に代わる委員を任命しなければならない。
- 4 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長を、副委員長は副学長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
  - 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第5条第1項第3号から第6号までの委員が出席できないときは、その委員の委任を受けた代理者の出席をもって、その委員が出席したものとみなす。
  - 5 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって議決することができる。可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見聴取等)

- 第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(小委員会)

- 第8条 委員会は、各組織にかかる事項の自己点検・評価を実施し、当該報告書を作成するために、委員会のもとに、自己点検評価小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。ただし、第2条第2項による認証評価に基づいた報告書を作成する場合は、認証評価機関が定める大学評価基準に適合した小委員会を組織するものとする。

- 2 小委員会については、別に定める。

(報告書の検証)

- 第9条 委員長は、前条第1項により作成された報告書について、その客観性、適切性、妥当性等にかかる検証を実施するために、別に定める神戸学院大学自己点検評価結果検証委員会（以下「検証委員会」という。）に委託しなければならない。

- 2 前項により、報告書が検証された結果については、委員長は尊重しなければならない。その場合、報告書の改善等が必要と判断した場合については、当該小委員会において、

改めて報告書を作成して委員長に提出しなければならない。

(改善を要する事項にかかる検証)

第10条 委員長は、認証評価の申請の結果、認証評価機関から改善を要する事項として、求められて作成した提言に対する改善報告書について、その客觀性、適切性、妥当性等にかかる検証を実施するために、検証委員会に委託しなければならない。

2 前項により、改善報告書が検証された結果については、委員長は尊重しなければならない。

(報告書の公表)

第11条 委員長は、委員会で承認された報告書を公表するものとする。

2 委員長は、第2条第2項により、認証評価機関に認証評価の申請を行い、その結果を受けた場合は、報告書とともに、認証評価機関による認証評価の結果を公表するものとする。

3 前2項に定める公表に関する事項は、委員会において定める。

(事務)

第12条 委員会の事務は、学長室グループにおいて行う。

附 則

1 この規則は、2013年4月1日から施行する。

2 神戸学院大学自己点検評価制度委員会規程（1992年5月21日制定）は、廃止する。

附 則（2014年4月1日）

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年5月22日）

この規則は、2014年5月22日から施行する。

附 則（2015年4月1日）

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2016年4月1日）

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2017年5月18日）

この規則は、2017年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（2018年4月1日）

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2019年4月1日）

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年4月1日）

この規則は、2020年4月1日から施行する。